

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年1月8日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1 店舗名	フォレストスクエア仙川
2 店舗所在地	調布市仙川町三丁目1番地16 ほか
3 設置者名	株式会社カワタケ
4 設置者住所	調布市仙川町三丁目1番地16
5 小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ライフスタイルイノベーションほか1社ほか未定
6 新設をする日	令和7年8月19日
7 店舗面積の合計	1,494 m ²
8 駐車場の位置及び収容台数	店舗内28台
9 駐輪場の位置及び収容台数	店舗内84台
10 荷さばき施設の位置及び面積	店舗内46m ²
11 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内9.63m ³
12 小売業を行う者の開店時刻	午前9時
13 小売業を行う者の閉店時刻	午後10時
14 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後10時30分
15 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所店舗東側
16 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後11時
17 届出日	令和6年12月19日
18 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
19 縦覧期間	令和7年1月8日から令和7年5月8日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
20 縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

1	店舗名	(仮称)八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業に伴う 施設建築物等新築工事(南街区)
2	店舗所在地	中央区八重洲一丁目3番地
3	設置者名	八重洲一丁目北地区市街地再開発組合
4	設置者住所	中央区八重洲一丁目1番3号壽ビル4階
5	小売業を行う者の氏名又は名称	未定
6	新設をする日	令和11年7月31日
7	店舗面積の合計	2,942 m ²
8	駐車場の位置及び収容台数	店舗内20台
9	駐輪場の位置及び収容台数	店舗内70台
10	荷さばき施設の位置及び面積	店舗内491m ²
11	廃棄物等の保管施設の位置及び 容量	店舗内18.15m ³
12	小売業を行う者の開店時刻	午前7時
13	小売業を行う者の閉店時刻	午後11時
14	来客が駐車場を利用することが できる時間帯	午前6時30分から午後11時30分まで
15	駐車場の自動車の出入口の数及 び位置	2箇所敷地東側
16	荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで
17	届出日	令和6年12月26日
18	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二 丁目8番1号）
19	縦覧期間	令和7年1月8日から令和7年5月8日まで。ただし、東 京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に 定める休日を除く。
20	縦覧時間	午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午か ら午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1 氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名） 2 住所（団体にあつては所在地） 3 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年1月8日から4月以内に東京都

産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

1	店舗名	(仮称) 東金町一丁目西地区市街地再開発ビル
2	店舗所在地	葛飾区東金町一丁目10番8号
3	設置者名	東金町一丁目西地区市街地再開発組合
4	設置者住所	葛飾区東金町一丁目17番2号
5	変更前の店舗面積の合計	8,938㎡
6	変更後の店舗面積の合計	19,311㎡
7	変更前の駐車場の位置及び収容台数	店舗内120台
8	変更後の駐車場の位置及び収容台数	店舗内245台
9	変更前の駐輪場の位置及び収容台数	敷地北側ほか477台
10	変更後の駐輪場の位置及び収容台数	店舗内1,255台
11	変更前の荷さばき施設の位置及び面積	店舗内303㎡
12	変更後の荷さばき施設の位置及び面積	店舗内277㎡
13	変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内71.80㎡
14	変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量	店舗内41.35㎡
15	変更前の開店時刻	午前9時
16	変更後の開店時刻	午前8時
17	変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分から午後11時30分まで
18	変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後11時30分まで
19	変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	1箇所 敷地北西側
20	変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置	2箇所 敷地南西側
21	変更日	令和7年8月24日
22	届出日	令和6年12月23日
23	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）

- 24 縦覧期間 令和7年1月8日から令和7年5月8日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 25 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「1氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）2住所（団体にあつては所在地）3意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和7年1月8日から4月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）に到着するよう提出してください。

- 1 店舗名 赤羽駅西口市街地再開発ビル
- 2 店舗所在地 北区赤羽西一丁目5番1号
- 3 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングスほか22名
- 4 設置者住所 新宿区西新宿六丁目5番1号ほか
- 5 変更前の設置者の代表者名 新居田 滝人（株式会社新都市ライフホールディングス）
- 6 変更後の設置者の代表者名 田中 伸和（株式会社新都市ライフホールディングス）
- 7 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社良品計画
- 8 変更前の小売業者の代表者名 堂前 宣夫
- 9 変更後の小売業者の代表者名 清水 智
- 10 変更日 令和6年11月23日 ほか
- 11 届出日 令和6年12月12日
- 12 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号）
- 13 縦覧期間 令和7年1月8日から令和7年5月8日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
- 14 縦覧時間 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

- 1 店舗名 メットライフ新宿スクエア
- 2 店舗所在地 新宿区新宿三丁目1番20号

- | | | |
|----|-----------------|---|
| 3 | 設置者名 | 三井住友信託銀行株式会社ほか1名 |
| 4 | 設置者住所 | 千代田区丸の内一丁目4番1号ほか |
| 5 | 変更を行った設置者名 | 三菱地所株式会社 |
| 6 | 変更前の設置者の代表者名 | 吉田 淳一 |
| 7 | 変更後の設置者の代表者名 | 中島 篤 |
| 8 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | バーバリー・ジャパン株式会社 |
| 9 | 変更後の小売業者の氏名又は名称 | バリュエンスジャパン株式会社 |
| 10 | 変更日 | 令和6年10月25日 ほか |
| 11 | 届出日 | 令和6年12月19日 |
| 12 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 13 | 縦覧期間 | 令和7年1月8日から令和7年5月8日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |
| 14 | 縦覧時間 | 午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。 |

- | | | |
|----|-------------------|---|
| 1 | 店舗名 | ダイエー大島ショッピング・プラザ |
| 2 | 店舗所在地 | 江東区大島四丁目6番1号 |
| 3 | 設置者名 | 三井不動産レジデンシャル株式会社 |
| 4 | 設置者住所 | 中央区日本橋室町三丁目2番1号 |
| 5 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ダイエー ほか1名 |
| 6 | 変更後の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ダイエー |
| 7 | 変更を行った小売業者の氏名又は名称 | 株式会社ダイエー |
| 8 | 変更前の小売業者の代表者名 | 村井 正平 |
| 9 | 変更後の小売業者の代表者名 | 西峠 泰男 |
| 10 | 変更日 | 令和4年3月1日 ほか |
| 11 | 届出日 | 令和6年12月25日 |
| 12 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目8番1号） |
| 13 | 縦覧期間 | 令和7年1月8日から令和7年5月8日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 |

14 縦覧時間

午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。